

NPO 日本健身氣功協会 会員規則

(目的)

第1条 この規定はNPO法人日本健身氣功協会（以下協会という）定款第6条に規定する会員について必要な事項を定める。

(会員)

第2条 この協会の会員は下記の2種類とする。

1. 正会員 この協会の目的に賛同して入会し、その活動を推進する個人。
2. 賛助会員 この協会の目的に賛同し、賛助する為に入会した個人及び団体。

(入会)

第3条 正会員として入会しようとする者は、協会の定める入会申込書を協会に提出し、入会金及び会費を納入するものとする。

(入会の不承認)

第4条 入会申し込みをした者が以下の項目の何れかに該当する場合、その入会を承認しないことがある。

1. 過去に本規定違反で除名処分を受けたことがある場合。
2. 入会申し込みの祭の申告事項に、虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがある場合。

(会員の資格の喪失)

第5条 正会員が次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失する。

1. 退会届を提出した時
2. 本人が死亡し、又は会員である団体が解散した時
3. 正当な理由無く会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず納入しない時
4. 除名された時

(退会)

第6条 正会員は退会届を提出して、任意に退会することが出来る。

(除名)

第7条 正会員が次の一に該当するに到った時は、総会の議決によりこれを除名することが出来る。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. この定款及び規定に反した時
2. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした時

(入会金・会費の返還)

第8条 定款に定める、退会、資格の喪失、除名等のいかなる理由であっても、既に納入した入会金・会費は返還しない。

(正会員の権利)

第9条 正会員は、総会での議決権を有する。

2. 正会員は協会の活動・事業に参加し、会報・レポート等の情報を受けることが出来る。
3. 正会員が協会の練功会・講習会を受講する場合は割安な会員価格で受講できる。
4. 正会員は第12条の普及員・指導員の資格を得ることが出来る。

(正会員の義務)

第10条 正会員は本規約に定める会費を納入する事。

1. 正会員は定款・本規約及び理事会の定める規則又は法令を遵守する事。
2. 正会員は住所・氏名@や登録内容に変更が生じた場合は速やかに協会へ届け出す事。

(禁止事項)

第11条 正会員は理事会の許可無く、当協会の名称若しくはこれを連想させる名称を無断で使用して活動してはならない。

2. 正会員は協会の活動において、理事会の許可無く 他の会員に対して、営利を目的とした営業活動、若しくはこれに類する行為を一切行ってはならない。
3. 正会員は協会の活動において、宗教活動及び特定の政治思想に基づく行為を一切行ってはならない。

(普及員・指導員資格)

第12条 正会員は別途定める普及員規程・指導員規程に基づき普及員又は指導員の資格を得ることが出来る。

- 2 指導員は協会へ講師派遣の依頼があった場合に協会の斡旋により講師をすることが出来る。
- 3 普及員は講師となる指導員の求めに応じて講師の補助をすることが出来る。
- 4 指導員・普及員は積極的に協会の練功会・講習会に参加するものとする。
- 5 指導員・普及員は人数限定の外部講習会への参加を優先的に認める。
- 6 指導員は、教室を運営する場合、協会 H・P に記載し入会希望者の紹介を得ることが出来る。

(入会金及び会費)

第13条 当協会の入会金・年会費を下記に定める。

- | | | | | | |
|-----|------|-----|----------|-----|---------------------|
| 1 : | 正会員 | 入会金 | 1, 000 円 | 年会費 | 6, 000 円 |
| 2 : | 賛助会員 | 入会金 | 0 円 | 年会費 | 一口 10, 000 円 (一口以上) |